

1 庁舎設置の方式について（参考資料）

	本庁方式		分庁方式	総合支所方式
	集中方式	分散方式		
概要	<ul style="list-style-type: none"> 組織・機構を1ヶ所に集約する方式。 残った庁舎は、窓口的な機能を持たせ支所又は出張所とする。 本庁に全ての業務を集中する。 支所においては、住民に直接関わりのある業務を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> 現在ある関係町村の庁舎を「分庁」として各行政部門を振り分け、業務を分散する。 	<ul style="list-style-type: none"> 本庁には管理部門や事務部門のみを配置し、対外事務や、各総合支所との連絡調整を行う。 それを除き、現在の関係町村の庁舎の行政機能をそのまま残す。
概要		<ul style="list-style-type: none"> 本庁のスペースの関係上、一部の部門を支所に配置する。 		
概要				
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 業務を集中することで、事務の効率化が図られる。 住民に与える新市（町）誕生の印象が強い。 		<ul style="list-style-type: none"> 既存の施設を利用するため、建設費用（改装費程度）は少なくすむ。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民にとって最も現状に近く、違和感がない。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 新庁舎を建設するとすれば、多大な建設費用が必要。 		<ul style="list-style-type: none"> 各業務が分散するため、住民にわかりにくい。 管理上は、非効率的。 命令系統が複雑になり、迅速な対応がとれない。 会議、決裁等に不便。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員数が今と同程度必要であり、合併による効果があまり期待できない。 新市（町）の一体感が醸成されにくい。 命令系統が複雑になり、迅速な対応がとれない。

メリット、デメリットについては、他協議会の検討事例を参考。

2 事務所の位置に関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

【地方公共団体の事務所の設定又は変更】

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適切な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の同意が無ければならない。

【支庁・地方事務所・支所等の設置】

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

【行政実例・通知】

- 本法において支所と称するのは、市区町村内の特定区域を限り主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所を意味し、土木、勧業その他特定の事務のみを分掌させる事務所は、法にいう支所ではない。（S22.5.29通知）
- 支所は市町村の特定区域を限り主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所であり、出張所は住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向かなくても済む程度の簡単な事務を処理するために設置するものである。（S33.2.26行実）
- 支所の設置は、交通不便の地あるいは市町村の配置分合等により従前の市町村役場を廃止せず支所とする場合等であり、その組織は相当の職員が常時勤務することを要件とする。（S23.11.20行実）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第3条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行うものは、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。